

## 災害時要援護者支援事業の名簿の提供及び取組状況の把握について（依頼）

災害時要援護者支援事業については、ひっとプラン港北の各地区計画のなかで「災害に備えた要援護者支援の仕組みづくり」の一つとして、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただき、ありがとうございます。

災害時要援護者名簿につきまして、平成 29 年度の名簿を提供させていただきます。

また、事業を進めていく中で、多くの自治会町内会から、「どのように取り組んで良いかわからない」や「他の地区の取組を参考にさせて欲しい」という声をいただいております。

このようなご意見やご要望を踏まえ、取組状況を記載していただくための調査を行わせていただきたいと思います。大変お手数ですが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 1 災害時要援護者名簿の提供について

#### (1) 名簿の提供方法について

今年度より郵送で、送付させていただきます。

(※ 連合で協定を締結している地区は、連合町内会長宛に、単位町内会で協定を締結している地区には、単位町内会長宛に送付させていただきます)

#### (2) 名簿の返却について

**平成 28 年度の名簿**については、名簿とともに同封しておりますレターパックに入れて、4 月 23 日 (月)までに返却をお願いします。

#### (3) 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第 2 号様式＞の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年 1 回、個人情報保護研修を受講していただくことになっています。各単位町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、5 月 31 日 (木)までに返信をお願いします。

### 2 調査の実施について

#### (1) 調査票の配付方法及び提出方法等について

協定締結地域には、災害時要援護者名簿と一緒に、調査票を送付させていただきます。提出は、1 (2) で記載した平成 28 年度の名簿を返却する際のレターパックに同封し、提出をお願いします。協定未締結地域については、調査票を該当する単位町内会長に送付させていただくとともに、提出用に返信用封筒を同封させていただきます。

提出は、4 月 23 日 (月)までをお願いいたします。

(※ 協定締結地域には**調査票 1**、協定未締結地域には**調査票 2**を送付します。)

#### (2) 調査結果の取扱いについて

- ・ 地区連長には、当該地区の単位町内会の取組を一覧にして、送付します。
- ・ 単位町内会には、参考となる取組をとりまとめさせていただきます。

各町内会の災害時要援護者支援事業の取組事項確認項目

調査票 1

【単位町内会名】

<協定締結地域用>

【記入日】平成30年 月 日

【記入者】

質問1	災害時要援護者支援事業の推進体制を教えてください。
回答	以下の項目から選んでください（複数回答可） 町内会長、班長、町内会役員、一般の町内会会員、民生委員、保健活動推進員、家庭防災員、友愛推進員、スポーツ推進員、消費生活推進員、その他（ ）
質問2	災害時要援護者支援事業の名簿は、日頃どこに保管していますか？ （例：町内会館の鍵の掛かる棚）
回答	
質問3	毎年、災害時要援護者支援事業の名簿を取り扱う方は、「全員」個人情報保護の研修を受講（※）して、区役所に一覧を提出してもらうことが協定書第7条に記載されています。平成29年度の受講者名簿を区役所に提出していただきましたか？  （※）港北区では、区役所で作成した個人情報保護に関するDVDを配付しています。それを視聴していただくことにより、研修を受講したこととして取り扱っています。
回答	区役所に提出済 ・ 区役所に提出していない
質問4	民生委員が実施している「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」の「状況把握シート兼福祉カード」（本人同意を得たシート）や要援護差者支援事業で把握した情報は、会長が変更になった場合には、後任の方に引き継いでいただく必要があります。後任の方への引継は、交替時にきちんと行われていますか？
回答	はい ・ いいえ
質問5	区役所から各町内会にお渡ししている災害時要援護者支援事業の名簿は各町内会で独自に作りかえていますか？ （記載例：民生委員活動の名簿・ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業・災害時要援護者支援事業各名簿を突合せしたのち統合名簿を作成）
回答	
質問6	要援護者宅への訪問はどのような機会に行っていますか？ （記載例：高齢者宅へは、敬老月間に合わせて。障害者については、別途個別訪問）
回答	
質問7	訪問者はどなたですか？ （記載例：班長及び民生委員と一緒に訪問）
回答	

質問8	訪問の際にどのような事項を聞き取っていますか？ (記載例：同居家族、避難する際の支援者の有無、障害や介護の状況、避難の際に必要な配慮事項)
回答	
質問9	町内会で要援護者を対象にした訓練は行っていますか？ (記載例：毎年、拠点訓練に合わせて要援護者の安否確認訓練を実施している)
回答	
質問10	対象の要援護者を避難支援・安否確認する仕組みは作られていますか？ (記載例：各要援護者に対する支援者を事前に決め、発災時には安否確認をする仕組みを構築)
回答	
質問11	要援護者の避難支援・安否確認を迅速に行うためにマップを作成していますか？ また、誰がマップを所持・共有していますか？ (記載例：マップに落とし、各民生委員と班長が所持している)
回答	
質問12	町内会で発災時における安否確認の仕組みはありますか？(要援護者に限りません) (記載例：発災時に、安全が確保されたお宅はタオルを家の外に掲出する取組を周知している)
回答	
質問13	要援護者支援事業について、現在困っていることを教えてください。 (記載例：現在、要援護者を会長と民生委員だけで把握しており、支援者を増やしたい)
回答	
質問14	地域で防災のために力を入れている取組等がありましたら、教えてください。
回答	

<自由記載欄> (地域の防災力向上にあたって困っていること等)

ご協力いただき、ありがとうございました。

各町内会の災害時要援護者支援事業の取組事項確認項目

調査票 2

【単位町内会名】

<未締結地域用>

【記入日】平成30年

月 日

【記入者】

質問1	災害に備えて、要援護者を把握していますか？
回答	はい ・ いいえ → (質問5、質問6に回答をお願いします) ↳ (質問2以降の質問に回答をお願いします)
質問2	把握している要援護者は、どのような方ですか？
回答	以下の項目から選んでください (複数回答可) 高齢者 ・ 障害者 ・ 妊産婦 ・ 外国人 ・ 難病患者 ・ その他 ( )
質問3	要援護者支援として、「日ごろから」実施していることはありますか？ (記載例：年に1回訪問して状況を確認している。マップを作成して把握している)
回答	
質問4	対象の要援護者を避難支援・安否確認する仕組みは作られていますか？ (記載例：各要援護者に対する支援者を事前に決め、発災時には安否確認をする仕組みを構築)
回答	
質問5	区役所では、協定を締結させていただいた自治会町内会に対して、同意等を得られた要援護者を名簿にして自治会町内会に提供し、災害時に備えた取り組みとして支援しています。仮に区役所と協定を締結することになった場合、課題に感じていることがあれば教えてください。
回答	
質問6	地域で防災のために力を入れている取組等がありましたら、教えてください。
回答	

<自由記載欄> (地域の防災力向上にあたって困っていること等)

## 災害時要援護者支援事業の取組について（お願い）

港北区では、平成20年度から災害時要援護者支援事業について、地域の実情に応じて、自治会・町内会と要援護者情報の提供に関する協定を締結し、実施地区の拡大に努めてまいりました。

このたび、地域の支え合いの取組がさらに進むよう、地域に取り組んでいただきたいことをまとめましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 災害時要援護者支援事業の目的

日頃からの地域での支え合いの取組によって、地震等災害発生時に、要援護者の安否確認、避難支援などが迅速に行われる。

### 災害時要援護者支援事業の取組

#### 【平常時】

- ・[顔の見える関係づくり] 日頃からの声かけ、あいさつや見守り、訪問を実施
- ・[情報の整理収集] 要援護者情報の整理や町内の危険個所などの把握
- ・[助け合いの体制を検討]  
安否確認や支援方法、情報伝達方式などを話し合い共有しておく
- ・[いざという時に備えて確認・訓練] 避難ルートの確認や訓練を実施

#### 【災害時】

- ・[ご近所同士助け合って安全に避難]  
災害情報伝達、安否確認、救出救護、避難誘導



### ◇地域にお願いしたい取組◇

- ① 名簿等を活用し、**見守りの実施**（年に1回以上の訪問）。  
必要に応じて、様々な地域の見守りを行っている**民生委員・児童委員**と**協力・連携**して実施してください。
- ② その他

■ 「災害時要援護者支援事業」と「ひとり暮らし高齢者地域でも守り推進事業」の対象者

